

STOP!

ネット・ハラスメント

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、
使い方を間違えたり、悪意を持って使うと
凶器にもなります。

STOP! ネット・ハラスメント 5つの禁止事項

STOP ①

誹謗中傷する内容や
差別的な発言を
書き込まない。

STOP ②

根拠のないうわさ話や
情報を書き込まない。

STOP ③

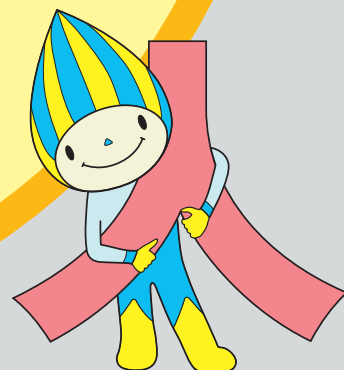
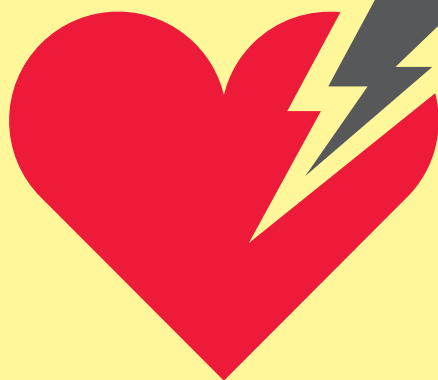
不確かな情報を
安易に拡散しない。

STOP ④

他人のプライバシーに
関わる情報を
無断で載せない。

STOP ⑤

他人の書き込みを
“あおる”
書き込みをしない。



ネットの時代におけるデマや フェイクニュース等の不確かな情報

インターネットは、使い次第で あなた自身が 加害者にも被害者にも なるかもしれません

こころ・からだ・いのちを守るために！ SNSによる誹謗中傷被害への対処方法

その情報、ホント？ ウソ？

ネット上には、人を混乱させるためにわざと流されたデマ情報も。身近な医療健康情報、うわさ話やゴシップネタなどにも、間違っただけの情報がある！

どのようなメディアでも、間違っただけの情報が流布されることはあり得ます。特にSNSの場合、誰もが容易に情報発信できることから、正しくない情報もたくさんあります。中には、騒ぎを起こすことが目的で発信されたデマも。目にした情報をうのみにせず、正確性が判断できない場合には安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です。



SNSでは知らず知らずのうちに……

そもそも私たちには、自分が信じたいものを信じる、大勢の人が選ぶものを選ぶ、という特徴があります。また、SNSや検索エンジンでは、以下のような2つの現象が起きがちで、情報が偏る可能性もあるのです。

エコーチェンバー 自分と似た考えの人ばかりが集まるようになってしまった

フィルターバブル 自分の好み以外の情報が自動的にはじかれるようになってしまった

自分と似た意見や、知り合いからの情報はつい信用してしまいがちですが、自分に都合が良くても悪くてもうのみにせず、拡散する前に立ち止まって考えてみましょう。デマやフェイクニュースにだまされないように、普段から多様な情報に接することも重要です。

再投稿・拡散する前に気をつけること

- ☑ **他の情報と比べてみる**
ネット検索し、複数の情報を読み比べましょう。本や新聞など、ネット以外で調べるのもお勧めです。
- ☑ **情報の発信元を確かめる**
発信元が明らかであっても、信頼できる人なのか、信頼できるWebサイトなのかを確認しましょう。
- ☑ **その情報はいつ頃書かれたものか確かめる**
古い情報だった場合、現在とは状況が異なるかもしれないので、注意しましょう。
- ☑ **1次情報を確かめる**
その情報が引用や伝聞の場合、オリジナルの情報源を確かめてみましょう。

SNS上で言い争ってしまうと、さらに悪化してしまう可能性もあります。設定を見直す、信頼できる人・窓口相談等、冷静に対処しましょう！

炎上投稿に直接参加する人は、ごく限られた一部に過ぎないという研究結果もあります(令和元年版 情報通信白書)。「誹謗中傷は多数意見ではない」「世の中の人が全てが攻撃しているわけではない」ということを、思い出してください。それでも、もし、家族・友人など身近な人には相談しづらいと思ったときは、専門の窓口を積極的に利用してください。

① ミュートやブロック等で距離を置く

攻撃しているのはごく一部だと分かっていても人は傷つきます。まずはできることからやってみましょう

② 人権侵害情報の削除を依頼

とりあえず“見えなくする”設定に

よく使われるSNSには、やり取りをコントロールする機能が備わっています。相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)をうまく活用しましょう。つながり自体を断つ機能(ブロック)もありますから、深く傷つく前に「見えなくする」ことをお勧めします。

また、返信やコンタクトができる相手を制限できる機能もあります。それぞれ、名称や操作方法等はサービスやアプリによって異なります。調べて確認しながら使ってみてください。

● 削除依頼の流れ ●

- ① 可能な状況であれば、投稿者に削除してほしいと連絡してみる(無理は禁物)
- ② 該当する投稿のURLやアドレスを控える【画面(=スクリーンショット)や動画の保存も重要】
- ③ 「通報」「報告」「お問い合わせ」など削除依頼等ができるページやメニューを探す
- ④ フォームに従って必要な選択・入力を行い漏れがないか内容を確認して、送信

発信者の特定も可能 ミュートやブロック、削除依頼だけでは解決しない場合、匿名の発信者を特定して、損害賠償請求などを行うことも可能です。発信者開示請求を行いたい場合は、弁護士にご相談ください。

③ 信頼できる機関に相談する

困ったら、傷ついて辛かったら、1人で悩まずご相談を！

電話、メール、各種SNS、Webチャット等を使って、誰にも知られずに相談することができる公的窓口はいろいろあります。1人で抱え込まず、相談してみましょう。

- **インターネット違法・有害情報相談センター** <https://www.ihaho.jp/> (総務省支援事業)
専門の相談員が、誹謗中傷の書き込みを削除する方法などについて丁寧にアドバイスします。ご自身で削除依頼を行っていただくための迅速な対応が可能です。
- **法務省「インターネット人権相談窓口」** <https://www.jinken.go.jp/>
法務省の人権擁護機関(法務局)ではインターネットでも人権相談を受け付けています。削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて、法務局からプロバイダに削除要請を行います。
- **厚生労働省「まもろうよ ところ」** <https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>
もしもあなたが悩みや不安を抱えて困っているときには、気軽に相談できる場所があります。電話、メール、チャット、SNSなど、さまざまな相談窓口をご紹介します。



● 『インターネットトラブル事例集(2020年版)』は、総務省ホームページで公開中。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html



● ハートがなけりゃSNSじゃない! 『#No Heart No SNS』特設サイト
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/> も、併せてご利用ください



※このページは、岐阜県環境生活部人権施策推進課が総務省総合通信基盤局消費者行政第一課発行「インターネットトラブル事例集(2020年版)」をもとに作成しています。

その他 インターネットに関する 相談窓口のご案内



■ みんなの人権110番

インターネットによる人権侵害のほか、様々な人権問題の
電話による相談窓口 — : **0570-003-110** (全国共通)
最寄りの法務局・地方法務局につながります。
● 平日8時30分から17時15分

■ 日本司法支援センター 法テラス

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」
法テラス・サポートダイヤル : **0570-078374** (おなやみなし)
● 平日9時から21時、土曜日9時から17時(祝日・年末年始は除く)
犯罪被害者支援ダイヤル : **0570-079714** (なくことないよ)
● 平日9時から21時、土曜日9時から17時(祝日・年末年始は除く)

■ 岐阜県警察 サイバー犯罪対策課

サイバー犯罪に関する情報や相談等

岐阜県警察 サイバー犯罪対策

検索

緊急案件は **110番**
又は最寄りの警察署へ

■ 岐阜県人権啓発センター

インターネットによる人権侵害のほか、様々な人権問題に関する相談窓口
岐阜県人権啓発センター : **058-272-8252**
● 平日9時から17時

県では、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷等の
人権侵害に対する相談も受け付けています。

- 人権侵害対策相談員を配置し、必要な情報の提供や関係機関の紹介等を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談のうち、法律等に係る専門的な助言等が必要と判断された場合は、**弁護士による無料相談**を受けられます。
(原則として一人につき初回分(ただし1時間まで)の相談料無料)
- **ネットパトロールを実施し、SNSや掲示板などインターネット上での誹謗中傷等の投稿の常時監視を行っています。**早期発見・早期対応することにより、人権侵害の未然防止、被害者救済につなげていきます。
- 悪質と思われる投稿については、画像として保存し、被害に遭われた方が訴訟を提起される場合など、被害者の方の求めに応じ、県が該当する画像を保存している場合は、その画像を提供します。
- 人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報するなど、関係機関へ情報提供します。